

4. 竜王町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 24 年 4 月 24 日告示第 68 号)

(設置)

第 1 条 本町における総合的な地域福祉の推進を図ることを目的として、竜王町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定により住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、竜王町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関する事項について調査および審議を行い、町長に提言する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。

- (1) 有識者
- (2) 保健、医療または福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命した日から計画策定までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 委員会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明もしくは意見を聴き、または必要な資料の提供を求めることができる。

(作業部会)

第 7 条 会議は、計画の策定作業を円滑に推進するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は委員をもって組織し、部会長は作業部会を構成する委員の互選により定め る。

3 部会長は、作業部会における作業の経過、結果等について、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この告示は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。